

○下水道への接続義務についてどうあるべきか

【市町村長アンケートとりまとめ意見を踏まえた議論のたたき台】

- 現行制度に基づき、原則接続する（約76%）
- 一定の許可条件を定め、接続義務を免除する（約17%）
- 現行制度を見直し、原則接続義務を免除する（約2%）
- その他（約5%）

【「現行制度に基づき、原則接続する」を選択した市町村の意見】

① 個人設置型浄化槽の維持管理性

- ・ 個人設置型浄化槽の場合、個人に依存する維持管理の確実性が不十分である側面もあり、公共用水域の水質保全、生活環境の改善のためには、原則として下水道への接続義務を課すべきであると考えます。

② 安定経営実現・投資効果の確保

- ・ 下水道事業の安定的経営の実現や投資効果を得るためには、接続を前提として、費用を投資して下水道整備を進めていることから、より多くの住民が速やかに下水道へ接続・切り替えるための指導を行い、水洗化率の向上を推進する必要があると考えます。

③ 近隣住民との公平性、二重投資の回避

- ・ 下水道事業計画区域内で、既に下水道へ接続した近隣住民との公平性を保つ観点から、下水道法10条に基づく現行制度に従い、下水道に接続すべきと考えます。また、下水道と浄化槽の補助金等の二重投資を避けることにも考慮すべきです。

④ 住民負担の視点に立った接続指導と住民理解

- ・ 集合処理、合併処理浄化槽でのそれぞれの汚水処理に要する維持管理費を把握した上で、住民負担の視点から下水道使用料・受益者負担金と浄化槽維持管理費を比較し、その結果を踏まえた上での接続指導の実施と住民理解を得ることが重要である。

⑤ 下水道整備済み区域では下水道への一元化が効率的

- ・ 汚水処理事業の長期的・安定的運転管理の視点から、下水道整備済み区域では、整備手法（汚水整備システム）の一元化を図ることが効率的であると考ええる。

⑥ 例外的接続免除の考慮

- ・ 基本的に原則接続するが、例外的に接続免除を設けることを考慮することも良いと考える。

【「一定の許可条件を定め、接続義務を免除する」を選択した市町村の意見】

① 放流水質の一定基準を満たすための適正な維持管理の実施と報告義務

- ・ 許可条件としては、浄化槽法 11 条に従った法定検査、保守点検を確実に実施し、放流水質の一定基準をクリアするための適正な維持管理がなされていることが基本となる。さらに、浄化槽の維持管理・定期検査等に関する行政部局への報告義務も考慮すべきである。

② 浄化槽の耐用年数を考慮した更新時までの猶予期間の設定

- ・ 浄化槽の耐用年数を考慮して更新時までの接続は免除する（更新時は原則接続する）など、猶予期間の設定を考慮する。

③ 浄化槽と下水処理場の放流水質の同等性

- ・ 合併処理浄化槽の放流水質が下水道終末処理場と同等の機能を有し、水環境改善の目的達成上、浄化槽でも問題ないということが、許可条件の一定の目安となる。

④ 固有の地域特性への配慮

- ・ 私道に面した家屋など公共管の布設が困難であったり、高齢者の多い地域などでは、住民からの理解を得られにくい現状もあるため、これらの地域特性にも配慮したいところである。その際には、既に合併浄化槽設置に対する補助金の交付が行われている場合もあるなど、住民等に対する補助交付の実態を踏まえる必要がある。

⑤ 近隣住民との受益者負担金の公平性確保

- ・ 接続免除を実施する際には、近隣住民等との受益者負担金の公平性が確保できるような制度設計の確立が重要である。

⑥ 汚水処理目的の達成と住民負担軽減の必要性

- ・ 公共用水域の水質保全や公衆衛生の向上を図ることにあわせ、住民負担の軽減も図る必要があるなか、下水道の整備には多額な費用が必要な状況下、整備が遅れている地域については、合併浄化槽の使用を認める方向にならざるを得ない背景がある。

【「現行制度を見直し、原則接続義務を免除する」を選択した市町村の意見】

・原則接続を免除する理由としては、

① 浄化槽の適正管理によって公共用水域等放流先への影響が概ねないと判断

② 下水道接続に伴う個人費用負担の軽減等

・原則接続を適用しない条件としては、

③ 浄化槽の更新時まで免除

④ 機能不全の場合は下水道へ接続させる

≪「現行制度を見直し、原則接続義務を免除する」を選択した26団体の全回答≫

① 浄化槽の適正管理によって公共用水域等放流先への影響が概ねないと判断

1. 保守点検許可業者に管理を委託・保守点検及び清掃義務付け
2. 適正な管理を行っているのであれば、公共下水道への接続について強制できないのが現状です。
3. 水質基準を守っている施設であれば、河川等の汚染には、つながらないと思われるので。
4. 良好な管理のもとでは、同等の放流水質が確保できるため義務は免除しても良い。ただし、管理されない時の確認方法と法的なバックアップが必要。
5. 水循環を確保すること、並びに地方自治体と住民の財政負担を軽減できることが、その理由です。合併浄化槽の機能が一定水準を備えているのなら、例外は不要と思います。
6. 合併浄化槽であれば、水質が下水と同様に管理が良くできており、問題がないと思われる。ただし、単独浄化槽については要検討課題と思われる。

② 下水道接続に伴う個人費用負担の軽減等

7. 下水道の事業着手が遅かったため、合併浄化槽の普及率が高くなっているため、接続を義務化すると住民負担が大きくなる。
8. 条例上、供用開始から3年以内に接続することになっているが、下水道の接続には、費用面で個人負担が発生するため、制度上のおりの指導は出来ていないのが実情となっている。
9. 行政の申請定義を改め、住民にとって最善策を考える。

③ 浄化槽の更新時まで免除

10. 適正に汚水処理されていれば、あえて下水道に接続する必要はない。(ただし、合併浄化槽の老朽化により機能が十分に果たせない場合は接続させる。)
11. 合併浄化槽の機能が十分に発揮している状況であれば、負担軽減のため、更新まで猶予してもよい
12. 浄化槽も適正な管理を行えば、他と同等の能力をもつ汚水処理施設である。新築時等には、下水道への接続が必要となる。
13. 良好に管理されている合併浄化槽に限り更新時には接続することを条件に例外的に認める。

④ 機能不全の場合は下水道へ接続させる

14. 公共用水域の水質保全など、目的をほぼ果たしているため・浄化槽が使用できなくなった場合、接続義務を課す
15. 将来にわたって当該合併浄化槽の管理の保障が得られない場合。
16. 下水道処理と同等の処理能力のある浄化槽を廃止するには住民の理解が得られない。浄化槽の故障などの際に接続すれば問題ない。

① ～④に該当しないアンケート回答原文

17. 現在、当町にこの様な事例はないが、問Ⅲ-1を推進するためには必要。
18. 利用者の都合もあることから、一律に接続義務を課すべきではない。
19. 合併処理浄化槽は小さな集落で一括処理出来ない地域に設置してあり供用開始したとしても考慮する必要がある
20. 現在の利用者の多くは高齢者であり、恒久的に町内の家屋に居住する見込がない場合があるため
21. 制度を見直さないと説明がしにくい。
22. 区域内でも地形的要件で、合併浄化槽の方が建設経費等割安な場合がある
23. 下水道処理区域内、農業集落排水処理区域内に設置済合併浄化槽が少ないということもあり、昨今の経済状況等勘案すれば義務化は免除したほうがよいのではないか。
24. 土地条件により、少数件数だけのためにコストを上げたくはない。
25. 未記入
26. 未記入

※アンケート問Ⅲについて

(設問Ⅲ) 汚水処理施設整備事業の連携について

下水道事業、農業集落排水事業等、浄化槽整備事業等各事業のうち複数の汚水処理施設整備事業を実施している地方公共団体を対象にお伺いします。

問Ⅲ-1

汚水処理施設整備のコスト縮減等効率的な整備を図るため、既に汚水処理施設整備の事業連携や汚泥の共同処理等が実施されているところですが、今後一層の効率的な整備や維持管理を推進するために必要となる施策や制度についてのお考えをご記述ください。

下水道法第10条

(排水設備の設置等)

第十条 公共下水道の供用が開始された場合においては、当該公共下水道の排水区域内の土地の所有者、使用者又は占有者は、遅滞なく、次の区分に従って、その土地の下水を公共下水道に流入させるために必要な排水管、排水渠その他の排水施設（以下「排水設備」という。）を設置しなければならない。ただし、特別の事情により公共下水道管理者の許可を受けた場合その他政令で定める場合においては、この限りでない。
(以下、略)

○市町村長向けアンケート設問Ⅶ

下水道への接続義務についてのアンケート結果（市町村長向けアンケートより）

設問Ⅶ 下水道への接続義務について

下水道の供用が開始された場合においては、現行制度では、原則としてその土地の下水を下水道に流入させるために必要な排水設備を遅滞なく設置することになっています。しかしながら、良好に管理されている合併浄化槽について、一律に接続義務を課すべきかどうかについては、様々な意見もあります。

問Ⅶ-1(下水道供用区域における下水道への速やかな接続)

下水道供用済み区域内における合併浄化槽の取り扱いについて、いかがお考えでしょうか。

下水道供用済み区域内における合併浄化槽の取り扱いにおける自治体の考え

